

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注													
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>【基本型】	要介護1 (326 単位) 要介護2 (401 単位) 要介護3 (442 単位) 要介護4 (514 単位) 要介護5 (566 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+76単位	+200単位 (7日単位を 単位)	+120単位	+90単位 (7日単位を 単位)	+120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	+60単位 (要介護4に 限る)												
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <在宅型個室>【在宅型】	要介護1 (438 単位) 要介護2 (538 単位) 要介護3 (590 単位) 要介護4 (682 単位) 要介護5 (744 単位)										1日につき +34単位	1日につき +46単位													
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <多床室>【基本型】	要介護1 (437 単位) 要介護2 (537 単位) 要介護3 (589 単位) 要介護4 (681 単位) 要介護5 (743 単位)										1日につき +34単位	1日につき +46単位													
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <多床室>【在宅型】	要介護1 (499 単位) 要介護2 (609 単位) 要介護3 (661 単位) 要介護4 (753 単位) 要介護5 (815 単位)										1日につき +34単位	1日につき +46単位													
		介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型個室 看護職員配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>【療養型】										要介護1 (371 単位) 要介護2 (456 単位) 要介護3 (497 単位) 要介護4 (569 単位) 要介護5 (621 単位)	×97/100		×70/100	×70/100	+240単位	+76単位	+200単位 (7日単位を 単位)	+120単位	+90単位 (7日単位を 単位)	+120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	+60単位 (要介護4に 限る)	
			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <多床室>【療養型】										要介護1 (483 単位) 要介護2 (583 単位) 要介護3 (635 単位) 要介護4 (727 単位) 要介護5 (789 単位)											1日につき +34単位	1日につき +46単位		
		介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型個室 看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>【療養型】										要介護1 (438 単位) 要介護2 (538 単位) 要介護3 (590 単位) 要介護4 (682 単位) 要介護5 (744 単位)	×97/100		×70/100	×70/100	+240単位	+76単位	+200単位 (7日単位を 単位)	+120単位	+90単位 (7日単位を 単位)	+120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	+60単位 (要介護4に 限る)	
			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <多床室>【療養型】										要介護1 (550 単位) 要介護2 (650 単位) 要介護3 (702 単位) 要介護4 (794 単位) 要介護5 (856 単位)											1日につき +34単位	1日につき +46単位		
		(2) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)										a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <ユニタ型個室>【基本型】	要介護1 (326 単位) 要介護2 (401 単位) 要介護3 (442 単位) 要介護4 (514 単位) 要介護5 (566 単位)		×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+76単位	+200単位 (7日単位を 単位)	+120単位	+90単位 (7日単位を 単位)	+120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	+60単位 (要介護4に 限る)
													b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <在宅型個室>【在宅型】	要介護1 (438 単位) 要介護2 (538 単位) 要介護3 (590 単位) 要介護4 (682 単位) 要介護5 (744 単位)											1日につき +34単位	1日につき +46単位	
c ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <ユニタ型個室の多床室>【基本型】	要介護1 (437 単位) 要介護2 (537 単位) 要介護3 (589 単位) 要介護4 (681 単位) 要介護5 (743 単位)			1日につき +34単位	1日につき +46単位																						
d ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <ユニタ型個室の多床室>【在宅型】	要介護1 (499 単位) 要介護2 (609 単位) 要介護3 (661 単位) 要介護4 (753 単位) 要介護5 (815 単位)			1日につき +34単位	1日につき +46単位																						
ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型個室 看護職員配置>	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <ユニタ型個室>【療養型】			要介護1 (371 単位) 要介護2 (456 単位) 要介護3 (497 単位) 要介護4 (569 単位) 要介護5 (621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+76単位	+200単位 (7日単位を 単位)	+120単位	+90単位 (7日単位を 単位)	+120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位										+60単位 (要介護4に 限る)		
	b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <多床室>【療養型】			要介護1 (483 単位) 要介護2 (583 単位) 要介護3 (635 単位) 要介護4 (727 単位) 要介護5 (789 単位)										1日につき +34単位	1日につき +46単位												
ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型個室 看護オンコール体制>	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <ユニタ型個室>【療養型】			要介護1 (438 単位) 要介護2 (538 単位) 要介護3 (590 単位) 要介護4 (682 単位) 要介護5 (744 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+76単位	+200単位 (7日単位を 単位)	+120単位	+90単位 (7日単位を 単位)	+120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位										+60単位 (要介護4に 限る)		
	b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <多床室>【療養型】			要介護1 (550 単位) 要介護2 (650 単位) 要介護3 (702 単位) 要介護4 (794 単位) 要介護5 (856 単位)										1日につき +34単位	1日につき +46単位												
ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <ユニタ型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) <ユニタ型個室>			要介護1 (326 単位) 要介護2 (401 単位) 要介護3 (442 単位) 要介護4 (514 単位) 要介護5 (566 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+76単位	+200単位 (7日単位を 単位)	+120単位	+90単位 (7日単位を 単位)	+120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位										+60単位 (要介護4に 限る)		
	b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <多床室>			要介護1 (438 単位) 要介護2 (538 単位) 要介護3 (590 単位) 要介護4 (682 単位) 要介護5 (744 単位)										1日につき +34単位	1日につき +46単位												
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(300 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位	+76単位	+200単位 (7日単位を 単位)	+120単位	+90単位 (7日単位を 単位)	+120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	+60単位 (要介護4に 限る)													
	(二) 4時間以上6時間未満	(400 単位)																									
	(三) 6時間以上8時間未満	(500 単位)																									
注 特別療養費	(一) 療養体制維持特別加算 (1) (1日につき 27単位を加算)																										
注 療養体制維持特別加算	(二) 療養体制維持特別加算 (II) (1日につき 57単位を加算)																										
(4) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																										
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)																										
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時施設療養費 (療養食を除く) (1日につき 10単位を加算) (二) 特定治療 (1日につき 10単位を加算)																										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算 (IV) (1日につき 6単位を加算)																										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×39/1000) (二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×29/1000) (三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×16/1000) (四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +所定単位×16/1000) (五) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +所定単位×12/1000)																										
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×21/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×17/1000)																										

注 特別療養費とは、緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、施設定額管理の対外的算定項目

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I)	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (875) 単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	-25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2 (724) 単位)							
			要介護3 (772) 単位)							
			要介護4 (821) 単位)							
			要介護5 (870) 単位)							
			要介護1 (702) 単位)							
		要介護2 (754) 単位)								
		要介護3 (804) 単位)								
		要介護4 (855) 単位)								
		要介護5 (906) 単位)								
		要介護1 (693) 単位)								
		要介護2 (743) 単位)								
	要介護3 (793) 単位)									
	要介護4 (843) 単位)									
	要介護5 (893) 単位)									
	要介護1 (779) 単位)									
	要介護2 (828) 単位)									
	要介護3 (878) 単位)									
	要介護4 (925) 単位)									
	要介護5 (974) 単位)									
	要介護1 (811) 単位)									
	要介護2 (863) 単位)									
	要介護3 (914) 単位)									
	要介護4 (964) 単位)									
	要介護5 (1,015) 単位)									
	要介護1 (800) 単位)									
	要介護2 (851) 単位)									
	要介護3 (901) 単位)									
	要介護4 (950) 単位)									
	要介護5 (1,001) 単位)									
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (598) 単位)								
		要介護2 (547) 単位)								
		要介護3 (595) 単位)								
		要介護4 (643) 単位)								
		要介護5 (692) 単位)								
		要介護1 (704) 単位)								
	要介護2 (741) 単位)									
	要介護3 (781) 単位)									
	要介護4 (835) 単位)									
	要介護5 (879) 単位)									
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (800) 単位)	×97/100							
		要介護2 (850) 単位)								
										要介護3 (898) 単位)
										要介護4 (946) 単位)
										要介護5 (995) 単位)
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (828) 単位)								
		要介護2 (880) 単位)								
		要介護3 (930) 単位)								
		要介護4 (980) 単位)								
		要介護5 (1,031) 単位)								
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (818) 単位)								
		要介護2 (869) 単位)								
		要介護3 (919) 単位)								
		要介護4 (968) 単位)								
		要介護5 (1,018) 単位)								
	(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (800) 単位)								
		要介護2 (850) 単位)								
		要介護3 (898) 単位)								
		要介護4 (946) 単位)								
		要介護5 (995) 単位)								
	(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (828) 単位)								
		要介護2 (880) 単位)								
		要介護3 (930) 単位)								
		要介護4 (980) 単位)								
要介護5 (1,031) 単位)										
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (818) 単位)									
	要介護2 (869) 単位)									
	要介護3 (919) 単位)									
	要介護4 (968) 単位)									
	要介護5 (1,018) 単位)									
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(850) 単位)								
	(二) 4時間以上6時間未満	(908) 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,261) 単位)								
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I)	(1日につき 3単位を加算)								
	(二) 認知症専門ケア加算(II)	(1日につき 4単位を加算)								
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	(1日につき 18単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	(1日につき 12単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 6単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×26/1000)								
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +(三)の80/100)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×15/1000)								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×11/1000)								
注:「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目										

